北海道アウトドアガイド等イメージマーク使用取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、北海道アウトドアガイド等イメージマークの使用取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本デザイン等）

第２条　イメージマークの基本デザイン及び分野別デザインは、別図のとおりとする。

（使用目的）

第３条　イメージマークの使用については、一定以上の知識・技術を有すると認定された北海道アウトドアガイドの社会的地位の向上と、北海道アウトドア資格制度の普及を目的とする。

（イメージマーク使用対象者）

第４条　イメージマークを使用できる者は、次に掲げる者とする。

（１）５分野（山岳、自然、カヌー、ラフティング、トレイルライディング）の北海道アウトドアガイド

（２）北海道アウトドア資格制度優良事業者

（３）北海道アウトドア資格制度人材育成機関

（４）北海道アウトドア資格制度業務センター（以下「業務センター」という。）

（５）その他北海道がアウトドア活動の振興のため必要と認める者

２　前項に掲げた者が使用できるイメージマークは、基本デザインと、使用対象者が認定を受けている分野別デザインのイメージマークとする。

（使用方法）

第５条　イメージマークを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）定められた規格からデザインを選択するものとし、その一部のみの使用、他の図形や文字と組み合わせて使用することはできない。

（２）イメージマークの形状、配列、間隔や色調などは加工しないこと。

（３）大きさは任意とし、縦横比は変更しないこと。

（使用手続）

第６条　イメージマークを使用しようとする者は、次に掲げる各号を事前に北海道に提出しなければならない。ただし、業務センターが、試験等の運営、制度のＰＲ等アウトドア活動の振興を目的に使用する場合は、この限りではない。

（１）北海道アウトドアガイド等イメージマーク使用届出書（別紙様式）
（２）使用方法が確認できるもの（印刷物のレイアウトやデザイン案等）
（３）その他北海道が必要と認めるもの

（確認及び通知）
第７条　北海道は、前条の規定による使用届出書の提出を受けたときは、速やかにその内容を確認し、届出者に使用許可の是非を通知するものとする。
２　前項の規定により使用許可の認められた者は、無償で使用することができる。

（使用許可期間）
第８条　前条第 1 項によるイメージマークを使用できる期間は、北海道が使用を許可した日から、第４条第１項に掲げる各号に該当しなくなった日までの間とする。

（使用基準）
第９条　イメージマークの使用については、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は使用することができないものとする。
（１）商標登録に基づく商標登録を済ませているため、使用者がイメージマークを自己のものとして商標または意匠として使用（登録）する場合。
（２）北海道の信用または品位を害すると認められる場合。
（３）消費者の利益を害すると認められる場合。
（４）特定の政治活動や宗教活動に関すると認められる場合。
（５）法令や公序良俗に反すると認められる場合。
（６）北海道アウトドア資格制度の趣旨及びこの使用取扱要領に反すると認められる場合。
２　イメージマークの使用に起因する問題が起こった場合は、使用者が責任を持って対処するものとし、北海道は一切の責任を負わないこととする。

（不適切な使用に対する措置）
第 10 条　北海道は、この要領に定める事項に違反してイメージマークを使用している者に対し、使用方法の遵守や使用の自粛を求めることとする。

（その他）
第 11 条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は別途定めることとする。

附　則　この要領は、平成２６年６月３日から施行する。